

おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画、第6期大田区障害福祉計画、第2期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画）（素案）への大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）及び区民説明会（説明動画の配信）の実施について

1 大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）

（1）実施期間

令和2年12月22日（火）から令和3年1月12日（火）まで

（2）対象

区内に在住・在勤・在学の方、その他計画に関係を有する方

（3）閲覧方法及び場所

大田区ホームページ

障害福祉課、地域福祉課、障がい者総合サポートセンター、特別出張所、
区立図書館、区政情報コーナー

（4）閲覧に供する資料（別紙のとおり）

ア おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画、第6期大田区障害福祉計画、第2期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画）素案概要版

イ おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画、第6期大田区障害福祉計画、第2期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画）素案

（5）意見の提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリのいずれかの方法による。

（窓口への提出は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から推奨しないが、提出があれば受付）

その他、代筆等の配慮が必要な場合には相談に応じる。

（6）意見の提出先

障害福祉課障害者支援担当（計画）

2 区民説明会

（1）実施方法及び実施期間

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から参集型の区民説明会は行わず、説明動画を配信する。

配信期間：令和2年12月22日（火）から令和3年1月12日（火）まで

（2）資料

パブリックコメントの閲覧に供する資料と同様
大田区ホームページに掲載

3 区民への周知

（1）区報令和2年12月21日号に掲載する。

（2）大田区ホームページに掲載する。

（3）障害福祉課等で周知用チラシの配布を行う。